

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年2月14日
【事業年度】	第7期（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）
【会社名】	株式会社ノバレーゼ
【英訳名】	NOVARESE, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅田 剛治
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布台一丁目7番2号
【電話番号】	03(5549)9922（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 石山 一夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布台一丁目7番2号
【電話番号】	03(5549)9922（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 石山 一夫
【縦覧に供する場所】	株式会社ノバレーゼ名古屋支店 （愛知県名古屋市中区錦三丁目24番24号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年3月29日に提出した第7期（自平成18年1月1日至平成18年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
  - 第2 事業の状況
    - 1 業績等の概要
  - 第4 提出会社の状況
    - 3 配当政策
    - 6 コーポレート・ガバナンスの状況
  - 第5 経理の状況
    - 財務諸表等
      - (1) 財務諸表
      - 注記事項
        - (1 株当たり情報)

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_線で示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第2【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

- (1) 業績
  - ③ レストラン事業
    - (訂正前)
    - <前略>

事業部門別	売上高（千円）	構成比（％）	前期比（％）
婚礼プロデュース事業	2,076,495	36.9	163.3
婚礼衣裳事業	1,305,837	23.2	134.9
レストラン事業	2,248,398	39.9	157.1
合計	5,630,730	100.0	153.4

(訂正後)

<前略>

事業部門別	売上高（千円）	構成比（％）	前期比（％）
婚礼プロデュース事業	2,076,495	36.9	163.3
婚礼衣裳事業	1,305,837	23.2	134.9
レストラン事業	2,248,398	39.9	157.1
合計	5,630,730	100.0	153.4

## 第4【提出会社の状況】

### 3【配当政策】

(訂正前)

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題と認識しておりますが、将来の事業拡大に備え、安定した配当を継続しながら将来の経営環境の変化に備えることを基本方針としております。当期の配当につきましては、上記方針に基づき一株当たり2,000円の配当を実施することを決定いたしました。この結果、当期の配当性向は5.8%となりました。なお、内部留保金につきましては、業容拡大並びに利益の向上を目指し、挙式・披露宴会場ならびにドレスショップ等の建設資金需要に充当したいと考えております。

(訂正後)

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題と認識しておりますが、将来の事業拡大に備え、安定した配当を継続しながら将来の経営環境の変化に備えることを基本方針としております。当社は期末配当として年一回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。当期の配当につきましては、上記方針に基づき一株当たり2,000円の配当を実施することを決定いたしました。この結果、当期の配当性向は5.8%となりました。なお、内部留保金につきましては、業容拡大並びに利益の向上を目指し、挙式・披露宴会場ならびにドレスショップ等の建設資金需要に充当したいと考えております。

当社は「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(追加)

#### (7) 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

#### (8) 取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

#### (9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### (10) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

##### ① 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規程により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役の経営判断の萎縮を防止し、積極的な経営参画を図ることを目的とするものであります。

##### ② 社外取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規程により、会社法第423条第1項に定める社外取締役（社外取締役であった者を含む。）の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款で定めております。これは、有用な人材を社外取締役に迎えることができるようにすることを目的とするものであります。

### ③ 監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規程により、会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。これは、監査役の責任を合理的な範囲に止め、その期待される役割を十分に果たし得るようにするを目的とするものであります。

### ④ 社外監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規程により、会社法第423条第1項に定める社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。これは、社外監査役の責任を合理的な範囲に止め、その期待される役割を十分に果たし得るようにするを目的とするものであります。

#### (11) 自己の株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規程により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策を行うことを目的とするものであります。

#### (12) 中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

## 第5【経理の状況】

### 【財務諸表等】

#### (1) 【財務諸表】

注記事項

（1株当たり情報）

<前略>

(注) 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(訂正前)

	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	293,137	525,707
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	293,137	525,707
期中平均株式数（株）	14,979	15,333
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）	—	—
普通株式増加数（株）	—	196
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 976個 なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	—

(訂正後)

	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)	当事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	293,137	525,707
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	293,137	525,707
期中平均株式数(株)	14,979	15,333
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	196
<u>(うち新株予約権)</u>	<u>二</u>	<u>(196)</u>
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 976個  なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	—